

令和4年第2回

君津市農業委員会議事録

令和4年2月7日（月）

令和4年第2回君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年2月7日（月）午後2時00分から午後2時52分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第11号から議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第17号から議案第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第7 議案第19号 令和3年度第5次農用地利用集積計画について

日程第8 議案第20号 令和3年度農用地利用配分計画案（令和4年2月）について

日程第9 報告第 1号から報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 7号から報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第21号 農地法第43条第1項の規定による届出について

報告第22号から報告第23号 廃土処理（公共事業施行）事業届について

出席委員（14名）

1番 鈴木 郁 夫

2番 鮎 川 正 幸

3番	水野徳子	4番	小笠原武男
5番	笹本幸恵	6番	宇野真弘
7番	神子純一	8番	石橋定雄
9番	真板徹	10番	田丸三郎
11番	鳥海純次	12番	江澤康雄
13番	鈴木清	14番	粕谷定嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長	齋藤久夫
副主査	田島直樹
主任主事	江澤俊太
上総事務所主任主事	真木博章
経済部農政課企画調整係長	奥倉康裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

立春を過ぎましたけれども、私の記憶が正しければ今朝が多分今年で一番冷え込んだんじゃないかなと思われま。そういうことでまだまだしばらく、2週間くらいまだ寒さがありそうですので、十分いろんな作物によっては気をつけていかなければいけないかなと思います。油代も高い中で我が家でも同じ、使ってしまうというのが今年の冬の現象でございます。

そうした中でまたコロナの感染、これ非常に爆発的にこの数が増えていまして、何か身近にも感じてしまうような、もう雰囲気の生活になってきたんじゃないかと思ひます。といひましても自らのことは自らそこは感染防止に気をつけて、生活するということしかないと思ひますので、くれぐれも御留意いただきたいと思ひます。そして安心した生活と、また農業委員としての活動にも御尽力いただきたいと、そのように思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◎諸般の報告

会 長 それでは、1月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

1月8日、君津市市制施行50周年記念式典が君津市民文化ホール大ホールにおいて開催され、農業委員及び農地最適化推進委員の皆様が出席をいたしました。

1月20日、第2回君津市農業振興地域整備促進協議会が君津市役所5階大会議室で開催されまして、私と各地区代表農業委員が出席をいたしました。

以上でございます。

事務局長 それでは、ちょっと事務局のほうから御報告のほうを申し上げます。

本日、御審議していただく予定でありました議案第3号及び第5号につきましては、先週ちょっと取下げ願のほうがございますので、今回、令和4年第2回君津市農業委員会総会の議案のほうから削除といたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、総会のほうに入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年

第2回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

12番、江澤康雄委員、2番、鮎川正幸委員の2名にお願いします。

◎議案第1号、第2号、第4号及び第6号ないし第9号

議 長 日程第3、議案第1号、第2号、第4号及び第6号ないし第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号及び第2号については譲受人が同一のため、一括して説明します。

議案第1号は、三直地先の田1筆、面積521平方メートル、議案第2号は三直地先の田2筆、面積988平方メートルをそれぞれ売買により所有権移転するものです。

申請理由として、議案第1号及び第2号の譲渡人は高齢により管理ができないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた7,491平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、草刈り機、運搬車、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第4号について説明します。

中富地先の畑1筆、面積109平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く耕作できないため、譲受人は自己所有地に近く一体として管理したいためです。

許可基準として、下限面積を超えた2万2,888.67平方メートルの農地を経営し、農機具は

トラクター、耕運機、草刈り機、農用車を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第6号について説明します。

上地先の田1筆、畑1筆、面積1,307平方メートルを売買により所有権移転するもの

申請理由として、譲渡人は高齢で居住地も遠く離農したいため、譲受人は自宅近くにキクラゲを栽培するための農作物栽培高度化施設を建設し、就農したためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、農作物栽培高度化施設の販売元で栽培の研修を受けており、技術は問題ないと思われま

下限面積の50アール未満での就農になりますが、農地法施行令第2条第3項第1号の権利取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることに該当すると思われ、面積の要件は満たして

農作業従事日数は150日を超える予定であり、資格等については問題ないと思われま

議案第7号について説明します。

大井戸地先の田11筆、面積1万3,938平方メートルを使用貸借するもの

申請理由として、貸主は高齢により離農したいため、借主は現在申請地を貸主と耕作しており、貸主より今後は主体としてやらないかとの話があり、農業経営の規模も拡大したいとのことから今回の申請に至ったとのこと

許可基準として、譲受人は他市在住ですが、鴨川市において下限面積を超えた9,970平方メートルの農地の経営をしておりま

農作業従事日数は150日未満ですが、現在の耕作の状況から農地法関係に係る処理基準における当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば農作業に常時従事すると認めるものに該当するため、従事要件は満たして

議案第8号について説明します。

東栗倉地先の畑2筆、田2筆、面積1,182.09平方メートルを売買により所有権移転するもの

申請理由として、譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、譲受人は居住地に

く管理しやすいためです。

許可基準として、下限面積を超えた1万5,363平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第9号について説明します。

広岡地先の田5筆、畑3筆、面積2,268平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く経営の規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた5,792平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより議案第1号及び議案第2号の現地調査を行った結果について、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

本議案第1号及び第2号につきましては、譲受人は同一人物でありまして、当該農地は隣接しています。その譲渡理由も同じであるために、並行して農地説明をさせていただきます。

まず申請場所ですが、議案書別冊1ページを御覧ください。

地図の左上に市民文化ホールがありますが、その出入口前の市道を南側に渡りますと、県道荻作線と交差します。そこにミニストップというお店があるんですが、そこが今、交差点が八重原線新設工事のために工事中になっています。そこを左へ100メートル入ったところ、裏で〇〇〇というところの前が該当地になります。

1月27日、4時に申請代理人の〇〇〇と現地でお会いしまして、現地確認を行いました。その後、譲受人、また譲渡人双方にお伺いしまして、今回の譲渡に係る経緯を聞き取りいたしました。

この当該土地3筆は、新設されました市道八重原線の未買収残地で、残された農地形態が帯状に長く水田として利用できる状況ではなくなるため、この両名は買受人を探していたんですが、適格者もおらず西側隣接部に土地を持つ、今回の譲受人に買取りをお願いしたとい

う経緯になっております。

これにつきましては、3条案件として問題点はないと思いますが、御審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 続きまして、議案第4号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案4号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

議案4号の表記がある、脇を通っている道が君津駅から下湯江に向かう新しい道になります。
江川橋の200メートルほど手前が現地になります。

2月3日に、譲受人の父親と現地確認を行いました。譲受人は農業をしながら父親の会社
で働いているということです。今回の申請地は地目は畑ですが、現在耕作はされていない状
態でした。近くの自分の土地と一緒に管理できるので、購入したいということでした。譲渡
人は大阪に住んでおり、遠方で管理ができないので売却を考えていたということです。

特に問題ないと思われまます。御審議よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、議案第6号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

6号議案について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明のとおりです。

1月28日、現地にて譲受人と確認、聞き取り調査をいたしました。譲渡人は遠方で介護
施設に入っていて委任状がありましたので、確認をして聞き取りをしました。

場所は3ページを御覧ください。右手前にあります上総高校を左に進み、上とある手前辺
りから639と書いてあるほうに向かったところになります。

譲受人の自宅は通りにあり、そこに現在の仕事の建築業の営業所もあり、従業員と作業を
していました。譲受人は新規就農者として生キクラゲをボックスカルバート門型の建物で、
栽培棚による菌床栽培をして通年栽培により直売所、道の駅、通販などに卸すようです。

他県での実績もあり、農地にコンクリートの建物を建てるという初めての案件ですが、生
キクラゲの栽培方法であるため特に問題はないと思われまますが、御審議のほどよろしくお願
いいたします。

議 長 続きまして、議案第7号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第7号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりです。申請場所は、別冊4ページを御覧ください。

小糸川の諏訪大橋の北東に位置する田んぼであります。申請地は現在耕作されている田んぼであり、1月29日に、本人と現地で立ち会いをしました。買主は規模拡大のため耕作していきたいとの事でした。

何ら問題もないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第8号について、8番、私から報告をいたします。

まず場所でございます。別冊の5ページを御覧ください。

これはちょうど真ん中辺、清和大橋という房総スカイラインの起点になる場所でございますけれども、君津方面から行きますと、この橋を渡って左右に3か所になります。

1月27日に双方の依頼人と会いまして現地を確認し、話を伺った次第でございます。譲渡人につきましては、相続でこの土地、宅地建物、そして、この農地とを相続したわけですが、皆さんそれぞれ遠方におきまして新たな所帯を持っておりまして、宅地建物はもう既に販売をいたしました。それで残されたこの農地を全て整理したいということで、譲受人が近所で最近米作りを大変一生懸命やっているという、自作地及び借入地を含めまして頑張っているという関係でこの売買にしたいと、こういう話がまとまったそうでございます。

問題は特になかろうと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、議案第9号について、13番の鈴木清委員から申し上げます。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第9号について説明します。

申請内容につきましては事務局の説明のとおりです。申請場所につきましては、別冊6ページを御覧ください。

中央に国道410号、久留里線が走っているところであります。そして、上総松丘駅から右のほうへ向いてちょうど300メートルぐらい行ったところが申請地であります。

2日に代理人と現地でお会いしましてお話をしました。譲渡人は相続により申請地の所有者となったが、遠方に住んでいて耕作ができないということでありました。譲受人は近所であり農業経営の規模拡大のためにしたいということです。

特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

第7号議案についてちょっと質問したいのですが、この方、鴨川市に住んでいて、機械なども多分そちらのほうに全部置いてあると思うんですけども、結構この大井戸まではかなり距離があると思うんですけども、その辺、移動手段というか、トレーラーとかは持っていないような説明だったと思いますが、どのようになっていますか。

議長 長 事務局いいですか。

江澤主任主事 お答えします。

農機具は一応軽トラック等で運んでくると、あと今の譲渡人と一緒にやっていて、借りられるものは借りてやるというような話は伺っております。

以上です。

議長 長 よろしいですか。

笹本委員 はい。分かりました。

議長 長 ほかに質問等ございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

◎議案第10号

議 長 日程第4、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第10号について御説明いたします。

4ページをお開きください。

蔵玉地先の田1筆、面積211平方メートルを駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地を隣接する店舗の駐車場として利用したいとのことです。

用排水計画は雨水のみで自然浸透です。

施設整備時には周辺農地の作付等に十分配慮するとともに、粉じん、防音等の飛散防止に最善の注意を払います。また、工事中には碎石の飛散防止にも十分注意いたします。農業用排水路に碎石が流出しないよう十分配慮いたします。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより議案第10号の現地調査を行った結果について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号10号について説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

別冊図面7ページをお開きください。

図面左から右側に国道465号線が走っています。申請地はその国道から300メートルほど入ったところに位置しております。

1月29日、代理人と現地において申請内容について確認をいたしました。申請地は耕作はされていませんでしたが、草刈りなどを行うなどしてきれいに管理されておりました。申請人は先月1月15日に自宅敷地内にある納屋をリフォームして、古民家ゲストハウス及びコーヒー豆工房をオープンしました。そのゲストハウス及びコーヒー豆工房への来客のために、駐車場にするとのことでもあります。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可制定との意見を付して知事に送付をいたします。

◎議案第11号ないし第16号

議長 長 日程第5、議案第11号ないし第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第11号及び13号につきましては、1番、鈴木郁夫委員が関係する事項が含まれておりますので、初めに議案第11号及び13号を除く、議案第12号及び議案第14号ないし第16号についての審議をいたします。

事務局の説明をお願いします。

田島副主査 議案第12号について御説明いたします。

三直地先の田1筆、面積551平方メートルのうち、260平方メートルを賃貸借権設定により公共工事用の資材置場へ一時転用します。

申請地は調整区域で、農地区分は第1種農地相当となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等、一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を

一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

埋立ては行わず、鉄板を敷くのみです。

用排水計画は雨水のみで自然浸透となっております。

入り口、出口にはガードマンを立たせ、また、土砂の流出に最善の注意を払います。

議案第14号について御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

上地先の畑1筆、面積595平方メートルを所有権移転により議案第6号に係る施設の駐車場へ転用します。従業員用、来客用、業務用、合わせて8台の計画となっております。

申請地は不耕作地で都市計画区域外となり、農地区分は第2種農地相当となります。農地は埋立て等を行わず、駐車位置を定める縄を設置します。

用排水計画は雨水のみで自然浸透となっております。

隣接農地からは同意を取っております。

議案第15号について御説明いたします。

糠田地先の田1筆、面積82平方メートルを所有権移転により資材置場へ転用します。

申請地は不耕作地で都市計画区域外となり、農地区分は第2種農地相当となります。不耕作地である申請地を経営する畳店の資材置場としたいとのことです。

農地は埋立て等を行わず、用排水計画は雨水のみで自然浸透となっております。

議案第16号について御説明いたします。

長石地先の畑1筆、面積128平方メートルを所有権移転によりガレージへ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地を隣接する宅地部分と合わせ、ガレージを建設したいとのことです。

埋立ては行わず、用排水計画は雨水のみで既存の側溝に放流します。

工事の際、保護具を着用するなど安全の徹底を図ります。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより議案第12号の現地調査を行った結果について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案12号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊 1 ページを御覧ください。

小糸方面に向かう道を530の表記がある近くの交差点を市民文化ホール方向に左折し、すぐ右側が現地になります。

2月1日に譲受人の担当の方と現地確認を行いました。現地脇で市道の改良工事が行われており、工事を進めるのに重機や資材の置場として使用するそうです。現地の地目は田んぼですが、今まで耕作がされており管理された状態でした。譲渡人とは直接話をして、田んぼを貸すことについて確認しております。

特に問題ないと思われます。御審議よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、議案第14号について、3番、水野委員からお願ひします。

水野委員 3番、水野です。

14号議案について説明いたします。

場所は3ページを御覧ください。

右手前にあります上総高校を左に進み、上とある手前辺りから639と書いてある通りを下り、右側の少し高くなったところにあります。この場所は農地と宅地が隣接していて、今回は農地の場所を従業員の駐車場が不足していたため、営業所、6号議案のキクラゲの建物と近いため、こちらの場所に決めたそうです。宅地のほうも譲り受けるように進めているということでした。

特に問題はないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第15号及び16号について、4番、小笠原委員からお願ひします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第15号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりであります。

申請場所は別冊9ページを御覧ください。

小糸公民館の南方に位置する田んぼであり、申請地は現在整地されていて1月29日に譲受人の代理人と現地で立ち会いをいたしました。譲受人は資材置き場として利用したいものですが、何ら問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議案第16号について説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりであります。

申請場所は別冊10ページを御覧ください。

黒田精工の東に位置する畑であり、申請地は現在整地されていて、1月28日に代理人と現地
の立会いをしました。代理人はガレージ建築のための転用との事で、特に問題ないと思わ
れますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし
ます。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし
ます。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし
ます。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし
ます。

次に、議案第11号及び第13号については、1番、鈴木郁夫委員が関係する事項が含ま
れておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限によ
り、当該事案の審議開始から終了までの退室をお願いします。

(1番 鈴木郁夫委員 退室)

議 長 それでは、議案第11号及び第13号について、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第11号について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

三直地先の畑1筆、面積1,523平方メートルのうち、608.4平方メートルを使用貸借権設定により資材置場へ転用します。

申請地は調整区域で、農地区分は第2種農地相当となります。現在、不耕作地である申請地を建築用足場の資材置場として利用したいとのことです。

用排水計画は雨水のみで自然浸透です。

資材盗難防止柵を設置し、防犯カメラ等を設けるなど防犯に十分注意いたします。

続きまして、議案第13号について御説明いたします。

三直地先の田2筆、面積4,011平方メートルのうち、520平方メートルを賃貸借権設定により公共用工事の資材置場へ一時転用します。

申請地は調整区域で、農地区分は第1種農地相当となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの仮設工作物の設置等、一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることに該当すると考えられます。

埋立ては行わず、鉄板を敷きます。

用排水計画は雨水のみで自然浸透となっております。

入り口、出口にはガードマンを設置し、また、土砂の流出に十分注意いたします。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより議案第11号及び第13号の現地調査を行った結果につきまして、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案11号について御説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊8ページを御覧ください。

君津インターチェンジ入り口を過ぎ、館山道の下をくぐった先を162の表記があるところが四季の蔵になります。その交差点を右に曲がり、道なりに練木方面に1キロほど行った三直と練木の境近くの畑が申請地になります。

2月1日に譲受人の父親と現地確認を行いました。現地の地目は畑で、今回申請されている部分は草刈りもされており、管理された状態でした。市道にも面しており資材置場とするのに問題はないと思われます。申請地の奥は竹等が生えておりますが、整備すれば将来的には使用できると思われます。

譲渡人とは電話で土地の貸借について確認をしております。

特に問題ないと思われます。

続きまして、議案13号について御説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は別冊1ページを御覧ください。

先ほどの議案12号の隣になるんですけども、小糸方向に向かう道を市民文化ホールに向かってすぐのところになります。交差点を曲がって、市民文化ホールへ曲がってすぐ右側が現地になります。

2月1日に譲受人の担当の方と現地確認を行いました。先ほどと同じで市道の改良工事がされているところで、資材の置場として使用したいということです。

特に問題ないと思われますので、御審議よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

水野委員。

水野委員 3番、水野です。

11号議案についてお聞きしたいのですが、こちらの場所は田んぼ、畑になっていますけれども、道沿いになっていて少し高台じゃなかったですか。どういうふうに資材置場としてお使いになりますか。

議長 じゃ、事務局より。

田島副主査 お答えいたします。

一応場所としましては少し道路から上がっているんですけども、入り口がもう既に設置していますので、そこから入っていけるということで、その隣が本当にちょっと高台になっていますので、ここ自体は平たんになっていますので、資材置場として利用するには問題ない場所かと思われます。

水野委員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

1番、鈴木郁夫委員の入室を認めます。

(1番 鈴木郁夫委員 入室)

◎議案第17号及び第18号

議 長 日程第6、議案第17号及び第18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第17号及び第18号は関連があるため、一括で御説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

笹地先の田3筆、面積1,847平方メートルを市立公園の観光駐車場用地として引き続き使用するための、許可期間延長に係る計画変更です。

観光用駐車場として令和4年3月31日まで許可を得ておりましたが、令和5年3月31日まで1年間の計画変更の申請が出されました。周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、面積に変更もなく問題ないと思われれます。

以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第19号

議長 日程第7、議案第19号 令和3年度第5次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、議案第19号については、3番、水野徳子委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(3番 水野委員 退室)

議長 それでは、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第19号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和3年度第5次農用地利用集積計画の策定に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書9ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区15件、37筆、3万8,034平方メートル、小糸地区11件、38筆、3万2,092平方メートル、清和地区2件、8筆、1万1,163平方メートル、合計28件、83筆、8万1,289平方メートルでございます。

個別案件につきましては、議案書10ページから26ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では農業経営基盤強化促進法第18条第3

項、各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第19号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第19号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

3番、水野徳子委員の入室を認めます。

(3番 水野委員 入室)

◎議案第20号

議長 日程第8、議案第20号 令和3年度農用地利用配分計画案（令和4年2月）を議題といたします。

それでは、経済部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 議案第20号について御説明いたします。

農地中間管理機構において、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を作成し、千葉県への認可を受ける必要があります。

このたび同法第19条第2項の規定により、機構から市に対し配分計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和3年度農用地利用配分計画案（令和4年2月分）について、同法第19条第3項の規定により農業委員会に御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書28ページを御覧ください。

配分計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区22件、田60筆、7万7,220平方メートル、小糸地区20件、86筆、10万1,867平方メートル、合計42件、146筆、17万9,087平方メートルでございます。

個別案件につきましては、議案書29ページから36ページまでのとおりです。

今回は受け手の法人化に伴い、その法人名義で再度配分を行うものです。

今回の農用地利用配分計画案でございますが、市では農地中間管理事業の推進に関する法

律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第20号に関する説明は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

真板委員。

真板委員 ○○○っていうんですか。この会社はどのような会社なんですか。

議長 では事務局説明をお願いします。農政課、お願いします。

奥倉経済部農政課企画調整係長 答えいたします。

こちらの会社は○○○という認定農業者の方がいらっしゃいまして、その方が法人化した会社になります。主に稲作をやっている方です。

以上です。

真板委員 まだ設立したばかりの会社ですね。

奥倉経済部農政課企画調整係長 答えいたします。

設立したばかり、令和3年中にできたような会社になります。ちょっと正確にはあれですが、直近でできた会社になります。

議長 よろしいですか。

真板委員 はい。

議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおりとし、意見なしと報告をいたします。

◎報告第1号ないし第23号

議長 日程第9、報告第1号ないし第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第7号ないし第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第21号 農地法第43条第1項の規定による届出について、報告第22号及び第23号 廃土処理（公共事業施行）に伴う事業届につきましては、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第23号について、質問、意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等ないようでございますので、報告第1号ないし報告第23号を終わります。

◎閉会

議長 これをもちまして、令和4年第2回君津市農業委員会総会に付議されました、議案及び報告については、終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第3回農業委員会総会は、令和4年3月4日の金曜日、市役所5階大会議室にて開催の予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時52分)